

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント	
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内	
評価実施期間	3年9月1日～	4年 1月 31 日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	あい・あい保育園 ちはら台園 アイ・アイケイイ ちほらたい		
所 在 地	〒290-0143 千葉県市原市ちはら台西2-3-8しののめビル		
交通手段	京成千原線 ちはら台駅徒歩3分		
電 話	0436-37-3580	FAX	0436-37-3581
ホームページ	https://nursery.ai-cc.co.jp		
経 営 法 人	AIAI Child Care株式会社		
開設年月日	2017年4月		
併設しているサービス	延長保育事業（19時まで）		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県 市原市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	13	13	16	16	16	80		
敷地面積	448.33㎡			保育面積		528.42㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による内科健診（年2回） 歯科検診（年1回） 身体測定（毎月1回）								
食事	業者委託献立による自園調理								
利用時間	平日7:30-19:00 土曜日7:30-18:30								
休 日	日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）								
地域との交流	地域小学校との交流・接続連携								
保護者会活動	なし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		13	6	19
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	13	0	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	3	2(子育て支援員)	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市原市子ども未来部保育課	
申請窓口開設時間	平日8:30~17:15	
申請時注意事項	『保育所(園)・認定こども園利用手続き』による	
サービス決定までの時間	4月入園10月1日~3月初旬(1次2次追加含む) 5月~3月入園前々月末締め切り	
入所相談	施設見学を実施	
利用代金	市原市の規定に準ずる	
食事代金	0~2歳児 市原市の規定に準ずる 3~5歳児主食費1,000円副食費5,000円	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>『夢に向かって成長し続けよう』の経営理念のもと、『一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること』を保育理念とし、子ども達を『未来の力』と位置づけ、子ども達が将来、社会に貢献し、活躍できる存在となるために『人間関係の向上/社会力の育成』『精神衛生の向上/養護力の育成』『身体機能の向上/人間力の育成』を保育目標として取り組んでいます。そして、『子ども達が現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う』笑顔と元気の溢れた園を創造していきます。</p>
<p>特 徴</p>	<p>子どもたちは様々な経験を基に、環境に働きかけ、様々な環境との相互作用により発達していきます。あい・あい保育園では子どもの育ちゆく課程の全体を大切に保育をしています。少人数制保育で子どもたち一人ひとりに寄り添いながら、就学前プログラム・英語レッスン・食育プログラム・運動プログラムにも取り組んでいます。また四季折々の自然に触れたり、行事、様々な遊びや日々の生活を通しての学びを大切に、物ごとや人への興味・関心・意欲・態度などを育み、子どもが主体的に過ごせよう保育を目指しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>「もう一つの家」をコンセプトに、シンプルなデザインと落ち着いた家庭的な雰囲気の中、子どもたちに様々な体験を通しての学びの場を提供していきます。子どもたちが「未来の力を」育むために、根っことなる大切な時期を専門性の高い保育士が全力で支援します。あい・あい保育園独自のPAL（就学前能動学習プログラム）やFAINE（食育プログラム）などを保育内容に組み込みながら、子どもの主体的な姿を引き出せるよう個々を尊重した保育を行っています。またIT技術を取り込みながら、保護者の負担を軽減するようなサービスも多く提供させて頂いております。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>子どもが健やかに成長できる環境と支援</p> <p>保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」を掲げており、保護者と保育者二つの愛(園の名前の由来となっている「あい・あい」)を受け、日々笑顔でのびのび過ごし、豊かで楽しい経験を通して健やかに成長できる支援が目指されている。保育目標である「人間関係の向上/社会力の育成」「精神衛生の向上/養護力の育成」「身体機能の向上/人間力の育成」が養われる保育が展開されている。また、子どもたちが「もう一つの家」として安心して過ごせる生活環境の設定、子どもの興味・関心に応える教育機会の提供に取り組んでいる。</p>
<p>人材育成のための研修制度</p> <p>法人の経営理念として「夢に向かって成長しつづけよう」を掲げ、施設長を対象とした目標会議があるほか、一般職員に対してはカンファレンスを行って目標を共有できるように取り組んでいる。また、知識や技術等の専門性の向上に向けて海外視察研修があるほか、PIQ選抜メンバーが習得した専門性を各施設で伝達することで、グループ園全体の質の向上が図られている。個人別のキャリアアップ研修や階層別研修などのほかに、新任の保育士に対して教育担当者による定期ミーティングも用意されており、職員一人ひとりが夢の実現に向けて成長することに取り組んでいる。職員からは、保育理念で掲げる「子どもたちが生まれながらに持っている素晴らしい力」を引き出すための更なる取り組みへの意見があがっており、専門職としての意識の高さと職員のチームワーク、積極的な組織風土がうかがえた。</p>
<p>子どもが自発的に活動できる環境が整備されている</p> <p>「就学前能動的学習」「IQパズル」「食育プログラム」「英語レッスン」など法人独自の幼児教育メソッドの実践を通じて、友だちと一緒に遊びながら、自発的な思考を養う「思考教育プログラム」を行っている。</p> <p>“子どもの視点”で保育者の環境への気づきを見える化する「保育マップ記録」の取り組みを継続的に行っており、保育者がどのような意図をもって遊びの環境を構成したか、実際にその環境の中で子どもたちがどのようにして活動したかを、写真とともに図面上に記載し、職員間で深く話しあう取り組みを行っている。保育マップの取り組みは、掲示物として保護者にも開示している。</p> <p>ままごとコーナーや、製作コーナー、絵本コーナー、ブロックコーナーなど、コーナーを設置することで、自主的に興味をもって遊びこめるようにし、玩具や教具等は子どもの目線と合う棚に収納している。</p>
<p>アクティブラーニングの取り組み</p> <p>子ども達が遊びや生活を通しての学びを経験できるよう、身体機能の向上及び人間力の育成を達成するための運動プログラムとして『なないろキッズ体操』を実施しているほか、専門講師による英語との触れあいの時間も日常の保育に取り入れている。また、就学前能動的学習の取り組みとして、楽しみながら学べる教材を用意して、数量や図形・標識・文字などへの関心・感覚を身につける取り組みを行っている。子どもの成長・発達に合わせて、幼少期からの経験・体験を充実させることで、「生きる力と考える力」の基礎を培うことが出来るように力を入れて取り組んでいる。</p>
<p>多職種連携による多彩なプログラムで食育を推進している</p> <p>「食を営む力」の基礎を培う重要な要素として、食と健康に関することを幅広く取り入れた食育プログラムを実践している。年間を通じて様々な野菜の栽培・収穫・調理体験が行われるほか、お弁当を持ってのピクニックなどイベントも実施することで、保育士・調理師が相互に連携しながら食育を推進している。毎月給食会議を実施して、食育計画の振り返りや個々の状態に合わせた給食の検討を行っているほか、食事時には調理師も積極的に保育室に入り、喫食状況の確認及び保育士との情報交換を行っている。食物アレルギーに関しては、個別に献立を保護者に渡し、了解を得た上で除去または代替え食品により対応している。</p>

さらに取り組みが望まれるところ

地域への貢献と連携

地域や社会の抱える課題に対しても組織として向き合い、地域の特性に応じて職員の専門性をもって地域の子育て家庭への支援を行っていくことを使命としており、園のしおりの冒頭に明示している。入園希望や見学希望者に対しては育児相談などの対応を行っている。
住民同士の繋がりの希薄化や核家族化による子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者の増加などの近年の社会的問題に対して、地域貢献・地域連携に向けた更なる取り組みが待たれるところである。

理念の実現に向けた職員の意識の統一

理念や方針への理解を深めるために、定期的に理念に関する研修を実施しており、グループワークを通じて、理念を実際の保育に行動として活かす取り組みを行っている。職員の自己評価から理念の理解に対して厳しく見ている面もうかがえるが、組織の根本的な目的を達成し、安定的に質の高い保育を提供し続けていく上では、理念・方針に対する職員の理解を深め、同一の目標と方向性をもって専門職としての意識を高めていくことが求められることから、理念・方針の周知や理解を深める更なる取り組みが期待される。

人材の確保に向けた更なる取り組みが期待される

法人の規模やインターネットやSNS等も活用した広報力を活かして、法人の理念に共感できる正職の保育人材を全国から獲得している。また、専門性の高い保育人材を育成するためのライセンス制度も充実しており、人材の定着のための仕組みも整備されている。園では、高まる地域の子育てニーズに対応して、令和2年度に保育面積を拡充するための改修工事を実施し、定員を増やす対応を行っており、安定的に質の高い保育を提供していく上では、非常勤の保育人材が一部足りていない状況である。全国的に保育人材の不足が深刻化しているところではあるが、園・法人の目指す「笑顔と元気があふれた園」を今後も更に広げていくためにも、人材の確保に向けた更なる取り組みが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

地域における子育て支援に対し、まずはあいあい保育園を知って頂くために、勤労感謝の日にもいつも利用しているお世話になっているちはら台園公園の管理棟、散歩時に見守ってくれる駅前交番、ちはら台駅に子ども達が作成した感謝のメッセージや贈り物を届け飾って頂きました。より豊かな子育てができる地域を目指し、ちはら台駅と協力し、クリスマス期間には0歳から5歳児まで全園児の作品を飾らせていただきました。展示期間の間、園でもクラスごとに見に行き、多くの保護者も見に行かれ、喜びの声もいただきました。今後も定期的に子ども達の作品を飾らせていただきながら、地域の子育て支援につなげていきたいと思っております。コロナが終息しましたら、老人ホームなど世代間交流などにも取り組んでいきたいと思っております。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
		13 利用者満足の上昇	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
		16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 教育及び保育の開始・継続	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
			22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。			4	0	
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0	
27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。		4	0		
		28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
5 安全管理	29 食育の推進に努めている。	5	0		
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
6 地域	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				136	0

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・方針は事業計画・入園案内・配付リーフレット・ホームページなどに明記しており、経営理念のもと行動指針や社訓、保育理念からも目指す方向や使命が読み取れる内容となっており、向上目標・育成目標には人権擁護や自立支援の精神が盛り込まれている。保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」と掲げ、子ども達を「未来の力」と位置づけ、将来社会に貢献し活躍できる存在となる為に、「周りの人と関係を築く・周りの人の力になれる・周りの人に応援される」を保育方針とし取り組んでいる。「あい・あい」の名前は、子ども達に対する保護者と保育者二つの愛をあらわしており、家庭的であたたかい雰囲気の中で、一人ひとりの要求に耳を傾け、寄り添い、子ども達にとってもう一つの家になるようにとの願いが込められている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人独自で作成した「社史」を全職員に配付しており、新規採用者の研修なかで理念・方針についての詳しい説明が行われている。理念や方針は、職員会議時に唱和をし、言葉にすることで意識し、何かあった時には振り返れるように園のエントランスに掲示している。また、理念や方針を「理念の因数分解」をいう呼び方で、職員全員で言葉の意味を深掘りし、解釈を行うことを通して共有している。行動レベルとして今後の業務でどのように活かすのかを考え、実行後の振り返りを行い、理念に基づいた保育が実現できるように努めている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者への理念や保育方針の理解浸透に向けて、園見学の際にはリーフレットを使用し理念・方針の説明を行っている。入園前の全体説明会では、具体的な内容を入園案内のパンフレットや重要事項説明書を基に改めて説明し、その後に行う個人面談の中では一人ひとりの質問や疑問に丁寧に答え、周知をはかっている。園だより・ホームページ等では、日常の保育に理念や保育方針をどのような形で取り入れているかを伝えるとともに、毎日更新されているブログでは保育活動や日常の子ども達の様子を報告している。年に2回配布する「AIAIレポート」では、子ども一人ひとりに応じた保育目標に基づいて支援の方法や結果を記載することで、園の方針や取り組みを周知している。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>首都圏・大阪でグループ園を展開している法人であり、事業計画は本部で作成されたものを基に、施設長が園の状況や環境・職員の意向などを加味し現状に沿った内容のものを作成している。長期的計画や短期的計画を全職員で共通認識し、PDCAサイクルの一連の流れを繰り返し行い、保育の質の向上に努めている。園運営の基盤となる人材の確保については充足されていることから、職員一人ひとりに保育向上管理担当を割り振り、それぞれが責任を持って担当業務を遂行できるよう取り組まれている。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>千葉県で最多の施設運営を行っている法人であり、運営体制として本社に保育事業本部が置かれている。施設長を対象とした法人の会議(全施設・千葉エリアの月2回実施)にて、法人全体の動向を把握するほか、重要な方針が決定された際は、会議の過程や決定事項が、全職員に理解出来るよう、その都度報告・連絡を行い周知が図られている。また、円滑な園運営に向けて、本部の担当者が年に一回園を訪問し、整備すべき書類の確認、保育状況や保育環境等を、チェックリストを用いて監査している。職員が不明に思っている方針や計画についても直接説明することで職員の理解が進むように取り組んでいる。なお、職員会議はファシリテーター(施設長)が進行し、参加者の合意形成や相互理解を促進させるようにしている。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 毎月の職員会議のほか、カンファレンス会議、リーダー会議などを行うことで、保育に対する各クラスの要望や提案を聞く機会を設けている。また適宜、施設長と職員との1on1を行い、職員の意見や課題について一緒に考え助言や指導を行っている。研修については個人別育成計画をもとに個々の希望に沿った研修を受けられるよう支援しているほか、市からの研修案内等のバックアップがあり、該当する職員が研修に参加している。職場の人間関係の状況の把握にも努め、働きやすい職場づくり、得意な分野を活かせるような仕組みづくりに取り組んでいる。職員の評価も一定の基準を設けて公平に行っている。		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 新入職員を対象としたスタートアップ研修が実施されており、保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修等を行っている。職員には行動指針や倫理・道徳などについて記載されているマニュアル本「経験年数に応じた教科書」と手帳型の「社史」、全国保育士会倫理綱領を配布しているほか、理念や行動指針を含めた文章を施設内に掲示し、日常的に確認できるようにしている。また、人権擁護のためのセルフチェックなどを実施している。法人には「コンプライアンス違反通報窓口」が設置されており、匿名でも相談できるようになっている。虐待防止やプライバシー保護・個人情報の取り扱い方についてはマニュアルを用意して、職員による不適切な対応が行われないように研修を実施し、全職員に周知徹底を図っている。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 法人で人事方針を策定し、キャリアパスフレーム(職能等級表)や共通基礎課程という人材育成の計画が明確にされており、Eラーニングで受講する事になっている。ほかにもそれぞれのキャリアにあわせた研修制度が充実している。人事考課については職員面談の際に、自己評価の内容と園の評価の差異を職員が納得のいくように丁寧に説明することで、職員に対して説明責任を果たしている。職員の異動・配置等については、本人の意向を調査したうえで、本部が計画的に進める体制となっている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 職員の人事管理や給与計算は、本社経営管理課が主管して、各保育所の事務的な負担を軽減している。勤務体制はシフト制となっているほか、勤務状況については施設長が毎月法人労務課へ報告している。時間外勤務などが多い、気になる職員には抱えている仕事をヒアリングし、事務時間の確保等を行っている。有給休暇の取得については職員の希望日でまんべんなく消化できるよう努めており、職員配置に問題がないことを確認して施設長が承認している。また、働きやすさや働きがいについて相談しやすい環境づくりを心がけており、3か月に1度施設長と全職員の1on1ミーティングを実施している。新卒の職員には専属の先輩職員をお世話係として配置し、相談しやすい環境で定期的に面談を行っている。人員については必要保育者数を満たしているが、コロナ禍で消毒など人員確保が必要な為、採用をかけ人員確保に努めている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 職員一人ひとりにキャリアアップのための個人別育成計画が作成されており、それを基に年度単位の研修計画が立てられ、研修に参加しスキルアップを図る機会が設けられている。さらに、法人で必要と考えるスキルが身につくよう、年間で計画された内容をeラーニングで学べる環境となっている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、新卒社員の一人ひとりに対して先輩社員を専任の教育担当者として位置づけ、きめ細かく指導・育成する環境を整備している。定期的なミーティング(1on1)を実施しながら仕事における問題解決のサポートだけでなく、仕事以外の相談事や悩みも共有し、社会人一年目のハードルを乗り越えたと共に、新卒社員・教育担当両方の成長・質の向上に繋げている。		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所保育指針に基づき、子どもたちの最善の利益に配慮した保育環境を提供することとし、職員は法の基本方針や児童権利宣言についての外部研修を受講している。日常の援助では個人の意思を尊重するよう、子どもの気持ちに寄り添い、思いや欲求を満たすよう、施設長が現場に入って実践を通じて職員に伝えたり、事例をもとに考えたりする機会を設け職員同士で伝えあう事の大切さを確認している。また、虐待となる行為についてマニュアルで詳しく説明しているほか、家庭での虐待の疑いがある際は、記録を取り、自治体と児童相談所に通報し、関係機関と連携しながら対応する体制が整えられている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護規定を定め、保護者には入園案内・重要事項説明書にて、個人情報の使用目的、保護者の同意を得ずに第三者に提供しないこと等を記述し、入園説明会の際に口頭でも説明をして同意を得ている。更に園だよりなどにも掲載する事で保護者への周知を図っている。また、ブログ等に掲載する写真についても入所時に説明を行い、必ず承諾を得るよう努めている。職員に対しても、スタートアップ研修で個人情報保護の研修を行い理解浸透に取り組んでいるほか、個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底が図られている。実習生やボランティアに関しても、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行い承諾書の提出をして頂いている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者参加の行事後(夏祭り、運動会、発表会等)、保育園利用全体のアンケート調査を実施しており、意見を集計して主だった意見に対する回答をフィードバックしているほか、次年度の活動に活かしている。また、年2回保護者会を開き、年2回個人面談の機会を設けている。日常では保育連絡帳アプリなどで子どもの様子を共有しながら、気になることがあれば適宜個人面談を行い、育児相談をしている。日頃から保護者とのコミュニケーションを大切に、登降園時には施設長も出来るだけ対応に当たり、担任以外の保育士も積極的に声をかけるよう努めている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決制度を導入しており、施設長を苦情解決責任者、主任保育士・各担任保育士を苦情受付担当者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員も設置している。周知については、入園案内・重要事項説明書への掲載、玄関での掲示、入園説明会の際には口頭にて丁寧な説明がなされている。また、本部に相談窓口を設け、保護者がいつでも連絡できるよう法人宛の葉書の配付も行われている。苦情が発生した際は、法人のグループネットワークを通じて共有を図り、改善に向けて対して全職員に周知して対応を行っている。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>提供している保育が、より質の高いものになるようにするために年に2回の自己評価シートを実施するほか、法人内監査での評価を行い、課題となる部分については改善に努めている。また、保育理念をもとに職員の行動レベルでの保育の質の向上を目的に、取り組みを振り返る面談を3か月ごとに実施している。第三者評価は今年度初回の受審となり現在のところ公表には至っていない。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的実施している。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>日常の保育業務、職場のルールなどが明確に示されているマニュアルを職員全員が手取りやすい場所に置いてあり、現場の状況や季節に合わせて必要なマニュアルは読み返し、実際の保育に不安なく当たることが出来るようにしている。日常の業務においてわからない事項があった場合にも、マニュアルに記載されている内容を確認する等の活用が図られている。また、マニュアルは法人全体で作成されるが定期的な見直しの際には、現場の声を施設長が法人に届ける方法がとられている。園独自のルールについては、職員と相談しながら作成し、変更する場合には理由や現状を説明しながら周知している。</p>		

17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用希望者の、園見学については、法人のホームページのほか、自治体のホームページや市の広報にも掲載して情報を発信している。見学の受付は電話で行い、見学希望者の要望にあわせて日程調整を行っている。見学時は、カラー印刷のパンフレット等を活用しながら、園長が1組ずつ個別に対応し、実際に子どもたちの様子を見ながら、保育理念や保育方針・年間行事・施設の設備・アクティブラーニングの取り組み・英語レッスン・食育プログラムの取り組み・入園までの流れなどを丁寧に説明している。更に、出産や育児など、子育ての不安についての相談も受け付け、個々のニーズに応じた、柔軟な見学対応が目指されている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前説明会では、写真やイラストを多用して見やすくレイアウトした入園案内を保護者に配布し、保育理念や保育内容、日課等について細かく説明を行っている。利用にあたっての重要事項をまとめた「重要事項説明書」を配布し、個人情報保護や保育内容などについて説明したうえで、同意書による署名捺印を得ている。入園にあたり必要な各種書類や持ち物については「入園案内別紙」として作成し、準備する品目や時期、補足事項などが、わかりやすく一覧表でまとめられている。また、個別に面談を行い、保育利用時間や保護者の意向、特別な配慮事項などを確認し、面談表・児童票に記録している。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協働体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人によって、保育所保育指針や児童憲章、児童福祉法などの趣旨を捉えた全体的な計画が作成され、その内容は職員会議によって全職員に周知されている。全体的な計画は、保育理念や保育方針・目標のほか、年齢ごとの保育内容・職員の資質向上・保護者支援・安全対策・小学校との連携など、子どもを取り巻く環境を総合的に踏まえた内容となっている。職員全体が関わって立案する年間指導計画、月案、週案などに反映している。計画は年度末に評価・振り返りを行い、職員の認識を深めるとともに、翌年度の計画立案に活かしている。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した、長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。年間指導計画は、年齢ごとに4期にわけて目標やねらい、援助のポイントなどを盛り込んでいる。月案については、乳児は個別、幼児は年齢ごとに計画を作成し、家庭生活との連続性や、季節感、環境構成を重視し、子どもの実態に即した具体的なねらいや保育内容が位置づけられている。指導計画の内容は、会議を通じて全職員で共有し、保育実践の振り返りや翌月の計画に反映して保育に活かすことで、計画・実践・評価を一連のサイクルとして実践している。また、必要に応じてケースカンファレンスを行うことで、個々の成長度合いに応じたきめ細やかな保育を提供することを共通認識する体制を整えている。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>就学前能動的学習・IQパズル・食育プログラム・英語レッスンなど法人独自の幼児教育メソッドの実践を通じて、お友だちと一緒に遊びながら、自発的な思考を養う思考教育プログラムを行っている。また、保育者の気づきを見える化する「保育マップ記録」を継続的に行い、保育者がどのような意図をもって遊びの環境を構成したか、その環境の中で子どもたちがどのようにして活動したかを、写真とともに図面で構成している。園として標準的な子どもの人間関係や興味・関心に応じた環境の構成とは何かを考える取り組みとなっている。保護者にも内容を開示している。また幼児は、ままごとコーナーや、製作コーナー、絵本コーナー、ブロックコーナーなど、コーナーを設置することで、自主的に興味をもって遊びこめるようにし、玩具や教具等は子どもの目線と合う棚に収納している。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園では、毎日近隣の公園等に散歩にでかけており、友だちと一緒に五感を通じて四季の変化や動植物と触れあうなかで、情緒豊かな心の育ちが目指されている。公園ではどんぐり拾いや落ち葉拾いをして、製作活動につなげたり、お弁当を持参してピクニックをするなど、生活に変化や潤いを与える工夫を日常の保育の中に取り入れている。公園までの散歩で、保育士が子どもたちと交通ルールを教えたり、身近に潜む危険を教えている。散歩ルートの決定にあたっては、園長・主任が警察官と実際に歩き、危険箇所について警察官の専門的な助言を得た上で、職員・保護者に周知している。作成したお散歩ルートは、「お散歩マップ」として園内にも掲示している。年長クラスは、公共交通機関を活用して遠足に出かける機会があり、園での生活全般を通じて、社会性の基礎を自然と身につけられるよう配慮している。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>乳児期は、保育者の丁寧な関わりにより、愛着関係のもとで信頼感・安心感をもって、健やかに成長できることを目指している。幼児期に入ると自我が形成されて、けんかやトラブルなどがあるが、保育士が仲立ちとなってお互いの心情をくみ取り、できる限り子ども同士での話し合いを通じて解決できるよう配慮している。</p> <p>当番活動は幼児クラスを中心に内容を考え、主体的に取り組む環境を整えている。低年齢児についても、お手伝いをしたいという気持ちを尊重し、必要に応じて達成可能な役割をつくることで、誰かの役に立つことに喜びを感じられるような感性の育ちが目指されている。保育士の声掛けについても、子どもから言葉を引き出すような声掛けが園の標準になるよう努めており、「人権擁護のチェックリスト」を活用して、指導的な言葉がけにならないよう取り組んでいる。朝・夕の合同保育の時間や、お散歩、園内での遊びなど、異年齢での交流を積極的に行っており、子ども同士での支え合い・教え合い等を通じて、協調性や思いやりの心を育む保育を展開している。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子ども一人ひとりの発達過程は、保育日誌や個人別発達記録に詳細を記録し、各会議や随時開催するカンファレンス等を通じて職員間で情報を共有している。また、障害児保育の研修を受講し、個々の障がいの内容や程度に応じた保育を、チームとして提供できるよう努めている。気になる子どもは、専門機関に繋げて、担当保育士が指導のアドバイスを受けたり、園での様子を専門機関に見てもらったりなど、関係機関と相互に連携して保育を進めている。また、保護者が保育参加で子どもの様子を見たり、園での様子を動画で見る取り組みも行うなど、家庭・専門機関・保育者の3者が密接に連携し、統一した支援で子どもの育ちを支える取り組みが目指されている。保護者に対しては、年に2回は個人面談を実施し、情報を共有している。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>延長保育時の引き継ぎ事項は、延長保育日誌や、引き継ぎノートに記録して共有し、保護者に対しては、連絡帳アプリや口頭での申し送りでの確に伝達するようにしている。延長保育はシフトで全職員が関わる体制を取っており、全ての園児情報を、全職員が把握する体制としている。延長保育は、0歳から2歳までの乳児クラスと3歳から5歳までの幼児クラスに分かれて行い、時間や子どもの人数に応じて、最終的には1つのクラスで過ごしている。利用する個々の園児の興味や関心に応じた玩具等を用意し、コーナーを設置することで、遊びたい遊びが継続されるような配慮を行うとともに、水分補給を適宜行うことで、安心・安定して過ごせる環境が整備されている。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>園との情報交換はスマホによる「連絡帳アプリ」を活用しており、いつでも簡単に園とのやりとりができる体制としている。家庭との連携を重視し、登園時に家庭での子どもの様子を聞き取り、降園時には園での一日の様子を伝えている。また、園だより・クラスだよりの発行や、子どもたちの様子をまとめた写真の保育室内への掲示、保護者が参加可能な行事の実施、ブログによる情報発信など、多様な方法により保育の様子を発信している。</p> <p>懇談会・保育参観又は保育参加を年2回以上開催し、各クラスの様子や今後の保育の見通しなどを伝え、保護者同士の交流も図れるように取り組んでいる。</p> <p>個人面談は年2回以上行い、保護者からの相談に応じる体制を整えている。子どもの育ちを保護者と共有することを目的として、「AIAIレポート」として成長を記録しており、保護者に対して定期的に報告している。年長児は、小学校に出向いて1年生クラスの見学したり、年長児の担任と小学校教諭の情報交換、保育要録の作成と就学予定小学校への送付を行うなど、小学校とも積極的に連携を図り、子どもたちが安心して就学できる環境作りが目指されている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>嘱託医による内科検診を年2回、歯科医による歯科検診を年1回行い、子どもの健康状態、発育、発達状態を適切に把握できる体制としている。また毎月、身体測定を行い、乳幼児の発育状態の程度を表すカウプ指数の把握に努めている。</p> <p>登園時は検温を行い、視診及び必要に応じて触診も行った上で受け入れを行っている。保育中も、子どもの様子に気になる事項があった場合には、触診・検温等を実施し、在園時間帯を通じて子どもの健康状態を観察し、保育日記に記録している。</p> <p>午睡時は、乳幼児突然死症候群(SIDS)を予防する観点から、CCSセンサーを取り付けて心音や体温を確認しているほか、担任保育者が5分おきに呼吸状態の確認を行うことで、状態の確認と記録をしている。</p> <p>不適切な養育の兆候や虐待が疑われる症状が見られた場合には保育日記に記録し、必要に応じて児童相談所に報告するなどの対応を行っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事務所内に医務スペースを設けて救急用の薬品を常備し、自治体や嘱託医とも日頃から密接に連携することで、緊急時に速やかに対応できる体制となっている。体調不良が発生した場合は、適切な処置をするとともに、保護者に連絡をする体制となっている。</p> <p>自治体や嘱託医から、近隣での感染症発生状況などの情報を得た際には、園内に掲示するほか、一斉メールを活用して、迅速かつ確実に保護者に情報を発信するよう配慮している。</p> <p>下痢や嘔吐などがあつた際にも、職員が安全な方法で落ち着いて対応できるよう「衛生講習会」を毎月実施し、感染症に関する知識や、嘔吐処理の方法、手洗いの方法、アレルギー対応などについて学びを深め、子どもたちが健康を維持しながら安心して成長できる環境が目指されている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>「食を営む力」の基礎を培う重要な要素として、食と健康に関することを幅広く取り入れた食育プログラムを、年間を通じて実践している。幼児を中心として、プランターを使用した野菜の栽培も行っており、トマト・ナス・ピーマン・大根・ブロッコリー・人参などの栽培を行い、実りの過程を観察し、自分たちで収穫する喜びを体験できるようにしている。また、収穫した野菜を使ってトッピングピザを作るなど、クッキング体験まで繋ぐことにより、栽培から調理、喫食までを一連のサイクルとして楽しく学び、食物への関心や、作る人への感謝の気持ちを育めるよう取り組まれている。</p> <p>提供している食事は栄養士・調理士・委託業者の連携で、子どもの喫食状況を確認しながら楽しい雰囲気の中で食事が出るよう心がけられている。食物アレルギーに関しては対応マニュアルに基づき、原則として代替食を提供し、保護者・栄養士・保育士が連携を取りながら、アレルギー食とわかるトレーで個別対応する事で誤食がないよう務めている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>各保育室には冷暖房及び空気清浄機、加湿器を設置し、厚生省により定められた「保育所における感染症ガイドライン」に基づき、夏は室温26度～28度、冬は20度～23度、湿度は60%を保つよう適切な管理をおこなっている。冬は床暖房の使用により湿度の低下を抑えつつ、裸足で健康的に過ごすことが出来ている。衛生管理として毎日チェックリストに則って清掃を行っている他、保育室・共用部も次亜塩素酸消毒を使用し毎日消毒作業が行われている。また、子どもたちが使う玩具、とくに乳児に関しては口に入れても大丈夫なように毎日消毒を実施し、十分な衛生管理を行っている。遊んだ後の手洗い・うがい等に関しても徹底した指導がなされており、病原菌を排除し健康的に過ごせるよう努めている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>ヒヤリハット報告書をもとに、事故対応マニュアルに基づいた要因分析と対応を検討し、安全対策に園として積極的に取り組んでいる。子どもが怪我をした場合については、事故報告書に経過や状況を記録し、本社と自治体に提出したうえで、職員会議において共有し、改善策や再発防止対策を全職員で検討している。散歩のルートは、危険箇所を警察官同行のもとで実際に歩いて確認し、専門的な知見からの助言を受けて、より安全性の高いルートを組んでいる。歩道のどのあたり歩くか安全性が高いか、信号待ちはどの場所で待機したら良いかなど、子どもの安全について一つ一つ丁寧に検討を重ね、散歩時には「園外散歩記録」に行き先を、「園外点呼表」にクラスや子どもの名前を記録し、横断旗や笛を持って出かけ不審者等の対策も図られている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間を通じた「避難訓練計画」を作成し、毎月地震・水害・風雨・火災・不審者の侵入など様々な状況を想定した訓練を行っている。また、年に二回消防署立会いの総合避難訓練も行われており、第一避難場所・第二避難場所まで実際に歩いて避難する訓練を全園児で実施している。訓練時は、実際の災害等を想定して、職員は役割分担に基づいて行動し、適切な判断のもとで落ち着いて行動し、子どもたちの安全を守るよう取り組んでいる。各保育室内には、迅速な避難ができるよう、避難経路を示した図面が掲示されている。災害備蓄品についても、概ね3日間園児を保護する状況を想定して水や食べ物・ポータブルトイレなどを準備しており、食物アレルギーに対応した食品も完備している。災害時の各家庭への連絡手段は、一斉メールで通知する事を入園時に伝えており、保護者にはメールの登録をして頂いている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>千葉県内でも最大の認可保育所数を運営する法人であることから、様々なネットワークを通じて、最新のニーズや子育て支援の情報を得られやすい環境となっている。年に数回、地域の子育て家庭を対象に「保育体験会」を開催しており、ふれあい遊びや保育園の取り組みのお話、保護者の育児相談などを行い、「もうひとつの家」というコンセプトや、園の雰囲気や体験できる機会としている。エントランスには、近隣の病院や保育施設、児童相談所、役所など、家庭のニーズに応じた社会資源の連絡先や所在地をリストにして掲示しているほか、厚生労働省発行の育児に関するリーフレットなども設置して、広く子育て支援の情報を提供している。</p>		